

# 土木設計業務委託仕様書

## 第1条（適用範囲）

- 1 本仕様書は、「(仮称) 舞鶴市立中央図書館基本設計業務委託」の土木設計（西舞鶴駅東口駅前広場、測量）に関する業務（以下、「本業務」という。）に適用する。業務の履行にあたっては、舞鶴市契約規則及び舞鶴市設計業務等委託契約約款、京都府刊「土木設計業務等委託必携」中、「土木設計業務等共通仕様書(案) 第1編 共通編」（以下「仕様書」という。）によるものとする。なお、仕様書の適用にあたっては「京都府」とあるものは「舞鶴市」と読み替えるものとし、本仕様書等に基づき誠実に実行しなければならない。
- 2 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先するものとする。

## 第2条（通則）

本業務の受注者は、本業務を通じて知り得た事項を、本業務の目的以外に使用してはならない。

## 第3条（受注者の義務）

受注者は、契約の履行において設計業務の意図及び目的を十分に理解した上で構造基準等に適合し、所定の強度、耐久性、経済性、施工性、美観、環境衛生等の諸要素を満足するよう最高の技術を発揮するよう努めなければならない。

## 第4条（遵守する法令等）

受注者は、本業務の実施にあたり業務委託契約書および本仕様書によるほか、次の関係法令等を遵守して行うものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市計画法開発許可申請の実務（京都府）
- (3) 道路法
- (4) 測量法
- (5) 土壌汚染対策法
- (6) 文化財保護法
- (5) その他関係法令・規則等

## 第5条（貸与資料）

本業務を実施する上で必要な資料は、発注者が貸与するものとする。貸与する資料において変換等費用が発生する場合は、受注者にて変換等の費用を負担するものとする。

- （1）舞鶴市都市計画マスタープラン 一式
- （2）舞鶴市立地適正化計画 一式
- （3）都市計画図 一式
- （4）その他必要な資料

## 第6条（成果品の検査・納品）

本業務の成果品については、管理技術者立ち合いのうえで発注者の検査を受けた後、納品するものとする。

## 第7条（成果品の瑕疵）

納品後、成果品に明らかな「瑕疵」が発見された場合は、発注者、受注者の協議のもと、必要な処理を行うものとする。

## 第8条（成果品の帰属）

本業務における成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく貸与、公表、使用してはならない。

## 第9条（疑義の解決）

本特記仕様書の各項目について疑義または定めのない事項については、発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。

## 第10条（資料の収集）

本業務で使用する資料の収集については、発注者の指示及び許可を得た後に実施するものとする。データ変換等にかかる費用については、受注者が負担するものとする。

## 第11条（秘密の遵守）

受注者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

## **第 1 2 条（関係官公庁その他への手続き等）**

受注者は、本業務のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは調査職員と打合せのうえ受注者において迅速に処理しなければならない。

受注者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を調査職員に申し出て協議するものとする。

## **第 1 3 条（その他）**

受注者は、基本設計にて駐車場の規模、配置等が決定したのち、発注者と協議を行い、駐車場の管理運営にかかる P P P / P F I 導入の可能性検討調査を別途追加業務として行うこと。

調査費用については発注者と協議を行い決定する。

## 西舞鶴駅前東口駅前広場設計業務委託特記仕様書

### 1. 業務の概要

- (1) 業務名称：(仮称) 舞鶴市立中央図書館基本設計業務委託  
公募型プロポーザル実施要領による
- (2) 業務場所：同上
- (3) 業務期間：同上

### 2. 業務内容

#### 2-1 駅前広場整備基本設計

本業務遂行にあたり、西舞鶴駅周辺における問題点や課題を整理した上で、駅前広場整備基本計画案を作成する。基本計画案の検討は、(3) 交通処理検討と連携し、適宜フィードバックを重ねながら、以下の項目について行うものとする。

#### (1) 条件の整理

事業に関連する既存調査データおよび既存計画等を収集・整理するとともに、業務実施にあたっての技術的方針やスケジュールの検討など、業務の全体計画を立案し、計画を進めるにあたっての問題点や課題を把握し、検討に必要な各種条件を整理する。

#### (2) 駅前広場配置施設等検討

##### ① 基本方針検討

舞鶴の広域交通結節点として、駅前広場等に求められる機能をそなえた交通空間及び環境空間の整備に関する基本方針を検討する。また、必要に応じて平面図やイメージイラストなどを作成すること。

##### ② 交通施設規模検討

駅前広場の交通施設利用者予測を行い、下記各交通施設の必要規模を検討する。検討にあたっては、必要に応じて現況調査を行うため、その手法を提案すること。

##### ③ 交通施設配置計画（レイアウト）

検討②の検討に基づき、駅前広場における交通施設のレイアウト案(平面図)を複数案作成する。

##### ④ 動線計画検討

②～③の検討に基づき、自動車、自転車、歩行者の動線計画を検討する。

### (3) 交通処理の検討

(2) で検討した駅前広場の施設配置計画に基づき、交通処理について検討する。

#### ① 交通実態の把握

自動車及び自転車、歩行者の交通実態を下記の点から分析し把握する。

- ・駅前広場内及び周辺街路における交通量時間変動
- ・駅前広場利用
- ・滞留時間

#### ② 交通処理の検討

①での検討結果をもとに、検討エリアでの交通処理上の課題を把握し、その対策案について検討する。また、下記の点について関係機関協議を行い交通処理を検討する。

- ・自動車（タクシー、自家用車等）の駅前広場への出入り口配置
- ・駅前広場等における歩行者等の軌道横断

### (4) 基本設計図面の作成

下記基本設計図を作成する。

- ① 実測平面図に基づいた基本設計平面図及び造成計画平面図、施設計画平面図（必要に応じて造成計画縦断図や排水横断図を作成）
- ② 主要断面図の作成
- ③ 主要施設の構造図の作成

### (5) 概算工事費の算出

社会標準単価に基づいた概算工事費の算出

### (6) 基本設計説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

### (7) 照査

- ・基本情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ・設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ・成果品の内容の適正照査

## 3. 成果品のとりまとめ

上記までの業務結果を踏まえ、成果品としてとりまとめを行うものとする

る。成果品は横長 A4 チューブファイルに左横綴じとし、チューブファイルごとに背表紙を付け、図面袋ごとに収納図面リストを作成するものとする。表で報告する成果については、紙ベース及び電子データを納品するものとする。

#### 4. 成果物

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 西舞鶴駅前広場整備基本設計     | 一部 |
| (2) 上記電子データ (DVD-R 等) | 一部 |

#### 5. その他

- ・業務において、根拠となる基準書及び法令等については明確に示すこと。
- ・本設計業務には、工事発注に必要な詳細設計は含まないものとする。
- ・図面等作成において、舞鶴市では“V-nas”を使用しているため、互換性のあるファイルを使用すること

# 測量業務共通仕様書

## 1. 業務内容

業務内容については以下の通りとする。

- (1) 4級基準点測量 10点
- (2) 路線測量 約0.4km(中心線測量、縦断測量、横断測量)
- (3) 現地測量 約1.4ha

## 2. 仕様書

測量業務については、「国土交通省測量作業規定及び同記載要領」及び「測量業務共通仕様書(案)」(京都府刊)によるものとする。

なお、運用にあたっては、「国土交通省」「京都府」とあるものは「舞鶴市」に読み替えるものとする。また、「監督職員」とあるものは「調査職員」に読み替え、「主任技術者」とあるものは「管理技術者」と読み替えるものとする。

## 3. 特記事項

- ① 受注者は、公有地又は私有地に立ち入る場合は、あらかじめ調査職員に報告すると共に、受注者の責任において関係者と緊密かつ十分な協調を保ち円滑な測量の進捗を期さなければならない。
- ② 受注者は、公有地又は私有地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知し承諾を得なければならない。また、作業時は身分証明書を常時携帯し、請求があればこれを提示しなければならない。
- ③ 測量計画書の提出の有無 (  有 ・ 無 )
- ④ 図面は、土木製図基準によるものとし図面サイズは極力A1とする。

## 4. 成果物

成果簿については、下記成果を電子データ(DVD-R等)及びA4版に正本し納品すること。

- ① 目次
- ② 案内図・位置図
- ③ 現地踏査報告書
- ④ 各種計算書、記録簿、成果表、精度管理図、各種調査票
- ⑤ 測量データを入力したCD-RもしくはDVD-R、BD-R2枚

- ⑥ 写真
- ⑦ 図面（地形図原図及び公図等用地測量業務で作成した図面一式）
- ⑧ その他
  - ※図面等作成において、舞鶴市では“V-nas”を使用しているため、互換性のあるファイルを使用すること

## 5. その他

4級基準点測量は、その成果につき、国土地理院による審査を経ることから、舞鶴市公共測量作業規定に基づき、公共測量実施計画書及び測量成果提出等の諸手続きに必要な以下の成果等を作成するものとする。

- ① 平均計画図
- ② 基準点測量成果表及び成果数値データ
- ③ 点の記
- ④ 平均図
- ⑤ 観測図
- ⑥ 基準点網図
- ⑦ 基準点測量精度管理表
- ⑧ 測量成果の検定証明書・検定記録書
- ⑨ 品質評価表
- ⑩ メタデータ
- ⑪ 基準点現況調査報告書
- ⑫ その他、発注者が必要と認める資料

以上